



島根県報

令和8年7月28日（火）

号外 第 8 4 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

（道 路 維 持 課） 2

道路の供用開始

（ ” ） 3

告 示

島根県告示第459号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	道 路 の 区 域				管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
		区 間	変更前 後の別	敷地の 幅 員	延 長		
一般国道	375号	邑智郡美郷町長藤272番 1地先から同276番3地 先まで	前	メートル 10.45～ 14.64	167.38	県央県土整備 事務所	道路改良工事 拡幅及び減幅
			後	9.58～ 31.46	167.38		
〃	〃	邑智郡美郷町長藤276番 11地先から同277番2地 先まで	前	11.97～ 14.46	37.34		道路改良工事 拡幅
			後	11.97～ 22.43	37.34		
〃	〃	邑智郡美郷町長藤856番 7地先から同1077番8 地先まで	前	10.63～ 14.54	100.20		道路改良工事 拡幅
			後	14.54～ 16.46	100.20		
県 道	田所国府線	浜田市上府町イ265番1 地先から同地先まで	前	23.54～ 46.31	31.11	浜田県土整備 事務所	災害防除工事 拡幅
			後	23.54～ 75.26	31.11		
〃	下府江津線	浜田市上府町イ2196番 3地先から同地先まで	前	23.54～ 46.31	31.11		災害防除工事 拡幅
			後	23.54～ 75.26	31.11		

島根県告示第460号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 7 月 28 日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	延 長	供用開始 年 月 日	管轄する地方 機 関 の 名 称	備 考
一般国道	375号	邑智郡美郷町長藤272番1地先から同 276番3地先まで	メートル 167.38	令和8年 7月28日	県央県土整備 事務所	
〃	〃	邑智郡美郷町長藤276番11地先から同 277番2地先まで	37.34	令和8年 7月28日		
〃	〃	邑智郡美郷町長藤856番7地先から同 1077番8地先まで	100.20	令和8年 7月28日		